

3月4日（第1号）

○議長 知念富信君 ただいまから平成31年第1回南風原町議会定例会を開会いたします。

開会（午前10時00分）

○議長 知念富信君 平成31年第1回定例会の開会に先立ち一言ご挨拶を申し上げます。本定例会は、平成31年度の当初予算を審議する重要な議会でありまして、本日までに提出された案件は、平成31年度の一般会計予算を初め、国民健康保険、下水道事業、土地区画整理事業、農業集落排水事業、後期高齢者医療の各特別会計予算5件と条例案件4件、報告1件、ほかに陳情7件で、合計18件が予定されております。また、追加議案として、後日、平成30年度一般会計補正予算及び各特別会計の補正予算等が提出されることになつております。したがって、会期も本日から27日までの24日間に予定しております。会期日程表及び議案等の取り扱いについては、去る2月21日の議会運営委員会の協議で各所管の委員会に付託を予定しておりますので、各委員会におかれましては、会期日程表に基づき十分に審査または調査の報告がなされるようお願いいたします。

この際、町長初め、執行部各位に申し添えますが、より円滑な議会運営及び議案審議がスムーズに行われますよう、また、可能な限り休憩を少なくするようお願いをいたします。議案を提案する場合、関係資料を準備し議場に挑んでいただきたいこと。次に、予算関係議案の説明に当たっては、新規事業や今までと変わる事項がある場合には特に資料提供やわかりやすい説明方法に努めていただきたいこと。また、予算項目で前年度との比較増減が大きい場合にその理由を明らかにする等、留意していただきたいと思います。次に、本会議への課長の出席については、直接関係のない議案、例えば特別会計予算などの場合は所管課での待機、職務に専念することを基本としておりますのでよろしくお願ひいたします。

おわりに、議員各位におかれましても、議案審議がスムーズに行われるよう、また、適正妥当な議決に達せられますようお願い申し上げまして開会の挨拶といたします。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 知念富信君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって12番 赤嶺奈津江議員、13番 大城 肇議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長 知念富信君 日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月27日までの24日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。したがって、会期は24日間と決定しました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配付いたしました会期日程表のとおりでございます。

日程第3．議長諸般の報告

○議長 知念富信君 日程第3．議長諸般の報告を行います。平成30年第4回定例会から今日までの諸般を報告します。事業名、日時、開催場所を日付順に記入してございます。主な事業につきまして報告をいたします。まず1ページ、7番目、沖縄県町村議会議長会定例総会が開催され、正副議長と事務局長が参加をしました。同じく8番目、平成31年南部地区関係団体合同新年懇親会並びに南部振興会表彰式・祝賀会が開催され、本町からは城間俊安氏が地方自治功労賞、野原八重子氏が産業振興功労賞、大城早恵子氏が社会福祉功労賞として表彰されました。2ページ、12番目、1月24日、兵庫県高砂市議会「未来ネット」の皆さんと、子どもの貧困対策について行政視察がありました。同じく13番目、1月30日、福岡県那珂川市議会総務財政常任委員会の皆さんと、子どもの貧困対策について

3月4日（第1号）

行政視察がありました。同じく15番目、2月6日、神奈川県愛川町議会「愛政クラブ」の皆さんと、人口増加についての対策について行政視察があり、活発な意見交換が交わされました。3ページ、18番目、2月13日に南部地区市町村議会議長会定例総会が開催され、本会の平成31年度事業計画及び一般会計予算について審議され承認されました。同じく19番目、2月15日に沖縄県町村議会議員・事務局職員研修会が本町の黄金ホールで開催されました。あとは各自でご一読くださいるようお願いいたします。

次に、南部水道企業団、東部消防組合、南部広域行政組合、那覇市・南風原町環境施設組合、沖縄県介護保険広域連合、後期高齢者医療広域連合の各一部事務組合議会の報告が提出されております。

また、町監査委員から例月出納検査結果の11月、12月、1月分の報告書及び平成30年度定期監査、行政監査及び財政援助団体等の監査結果報告が、教育委員会から平成29年度教育事務点検評価報告書が、それぞれ配付されております。各自ごらんになっていただきたいと思います。

次に、平成30年第4回定例会後に受理しました陳情7件については、2月27日に配付しました陳情書の写しのとおり、6件は総務民生常任委員会に付託し、1件は配付のみとしましたので報告いたします。以上をもって諸般の報告とします。

日程第4．町長の町政一般報告

○議長 知念富信君 日程第4．町長の町政一般報告を行います。町長から町政一般報告の申し出があるのでこれを許します。副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは、町長にかわりまして私のほうから町政一般報告をさせていただきます。初めに総務部総務課関係について申し上げます。12月18日に安岡建設株式会社様から、12月27日に城間俊安様から、1月22日にトーマ産業株式会社様から、2月1日に医療法人沖縄徳洲会南部徳洲会病院様から、2月4日に神里広様等、複数の企業や個人から町へ寄附がありました。寄附金は本議会に補正予算として計上いたします。新年を迎えた1月4日に、町新年宴会を中央公民館で行い、1部と2部合わせて477名の参加がありました。2部では、平成30年中に叙勲授章された7名の授章祝賀会もあわせて行い、多くの皆さんがその栄誉を祝福しました。1月13日に町成人式を中央公民館で開催しました。おそろいの袴や華やかな振り袖に身を包んだ新成人409名が、大人の仲間入りをしました。

次に選挙管理委員会関係について申し上げます。2月24日に辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票を行いました。有権者数2万9,644人に対し投票者数1万7,452人、投票率58.87%でした。

次に企画財政課関係について申し上げます。2月7日に東新川区自治会で行政懇談会を行い、14名の参加があり、地域の人口増・まちづくりの方策、児童・生徒の安全対策、横断歩道設置要請、道路安全対策などについて懇談しました。2月28日には大名区でも実施し、38名の参加がありました。下水道整備の見通し、町道10号線及び南風原・与那原バイパスの進捗状況、里道の整備などについて話し合い、各区において幅広い意見交換を行いました。

次に住民環境課関係について申し上げます。1月11日に廃棄物減量等推進審議会より「一般廃棄物処理基本計画」の中間評価と廃棄物排出量目標値の見直しについて答申を受け、基本計画の改訂を行いました。今後、同基本計画に基づいて引き続き廃棄物の適正処理に取り組みます。

次に民生部こども課関係について申し上げます。保育園整備につきまして、90名定員の認可保育園2園は着工への準備を進めております。また、平成31年度で計画期限を迎える町子ども・子育て支援事業計画の見直し作業につきましては、委託契約を終え町民アンケートを実施しております。

次に保健福祉課関係について申し上げます。12月20日に、医療法人信和会沖縄第一病院様のご理解・ご協力のもと「大規模災害時における福祉避難所の確保に関する協定書」を結ぶことができました。今後、大規模な地震、風水害が起った際に、医療的ケア児を抱えた家族が安心して避難できる場所として活用してまいります。

次に経済建設部まちづくり振興課関係について申し上げます。工事関係は、河川維持工事の宮平川切梁鋸止工事が2月12日、低炭素社会化事業の防犯灯LED化整備工事が2月17日に完了しました。計画関係は、南風原南IC周辺地区事業化方針（案）策定で関係地権者と市街地整備についての勉強会を2月14日に照屋コミュニティーセンター、2月27日

3月4日（第1号）

に津嘉山地域振興資料館において行いました。国道507号バイパス東側（字照屋側）で市街地整備の事業化を検討することについて、地権者の同意取得と整備開発の発起人等組織の発足に向け取り組んでいます。景観計画策定については、2月19日に景観計画策定委員会を開催して景観計画書（案）を作成し、3月末までに都市計画審議会の審議を経て計画を策定する予定です。

次に都市整備課関係について申し上げます。道路整備事業について、町道73号線の磁気探査業務を1月25日、道路改良工事を2月7日に完了しました。町道10号線は、用地物件補償1件が完了しました。街路事業関係について、津嘉山中央線1工区の用地物件補償1件が完了、工事では、12月17日に1件が完了し、新たに12月27日に1件を契約しました。津嘉山中央線2工区は、物件調査委託業務1件が完了しました。公園整備事業について、黄金森公園陸上競技場の屋根工事と施設整備実施設計業務を3月末完了に向けて取り組んでいます。津嘉山公園は、園路及び排水路等整備工事1件が2月28日に完了しました。

次に区画下水道課関係について申し上げます。津嘉山北土地区画整理事業について、保留地処分を12月6日に1件、21日に1件の契約を行いました。工事は、造成工事1件を2月28日に完了し、新たに道路築造工事を12月17日と1月31日にそれぞれ1件の契約を行いました。委託業務は、現場技術業務が1月25日に完了しました。物件移転は、繰越分の集合住宅1件が1月25日、現年分の集合住宅1件が2月12日に完了しました。下水道事業について、津嘉山地内の污水管布設工事2件を12月12日と2月21日に完了し、新たに津嘉山地内の雨水管布設工事1件を1月31日に契約しました。委託業務では、水質調査委託業務が12月27日、雨水工事に伴う磁気探査業務1件が1月31日に完了しました。農業集落排水事業では、12月27日に神里地区污水处理場の機器修繕工事を契約しました。

次に産業振興課関係について申し上げます。農政関係については、1月26日、27日に、おきなわ花と食フェスティバル2018が開催され、園芸関係表彰の花卉品評会においてストレリチアの金賞、銅賞に各1名、野菜品評会でカボチャ金賞、銅賞に各1名、果樹品評会でスターフルーツ優良賞に1名が受賞しました。また、2月10日、24日の両日にJAおきなわ津嘉山支店、南風原支店の祭りが開催され、サトウキビ・野菜・果樹・花卉の各生産部会員による特産品の紹介における盛り上がりの中、はえるん・ビュウリーズも出演するなど、町内外の多くの方にピーアールすることができました。商工関係については、2月9日から11日までの間に商工会主催の「ルンルンはえらぶフェスタ」がイオン南風原店で開催され、町内特産品等を一堂に集めた物産販売、伝統土芸の琉球絣の機織り体験など、関係団体の協力により幅広く町産品を紹介することができました。オープニングにおいては、南風原町地域ブランド認定商品に新たに認定された8品、7社に認定証交付式が行われました。また、2月15日には、平成30年度琉球絣後継育成事業（37期生）の閉校式が開催され、女性4名と初の男性2名、計6名が約8ヶ月間の研修をおさめ、後継者として修了証の手交式が行われました。

次に教育部教育総務課関係について申し上げます。「平成29年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価」に関して、教育事務点検評価審議会より、平成31年2月18日に答申を受け、今議会定例会に報告書を提出しています。教育事務点検評価審議会で、平成29年度教育委員会事務事業の点検及び評価を行い、今議会定例会に報告書を提出しています。1月22日に南風原町総合教育会議を行い、「平成31年度一般会計当初予算（教育部）に関する意見書」について協議しました。第39回新春マラソン大会が1月13日、黄金森公園陸上競技場で開催され、町内外から449人の参加のもと心地よい汗を流しました。2月3日から10日まで、名古屋グランパス春季キャンプが黄金森公園陸上競技場で行われました。キャンプ初日は、風間八宏監督他コーチ陣による、町内の小学生約100人余のサッカー教室が開催され、楽しそうにサッカーボールを蹴っていました。また、名古屋グランパスとトヨタOTMグループが協力し、地域貢献活動の一環として本町の小学校4校と中学校2校にサッカーボール100個の寄贈がありました。

次に学校教育課関係について申し上げます。12月9日「教育の日」、学力向上推進の一環として、午前中に学校公開として授業参観及び学力向上推進実践発表会、午後には児童生徒143名に教育長表彰を行い、家庭学習に取り組んだ児童生徒を保護者らとともに励ました。町立4幼稚園では、12月16日に生活発表会、学力向上推進実践報発表会が多数の保護者出席のもと行われ、園児のかわいい発表に周りから大きな拍手と歓声が上がりました。12月23日、南風原中学校創立70周年記念式典・祝賀会が、多くの関係者の出席のもと盛大に開催され、今後のさらなる発展を祈念しました。2月25日に町役場庁議室において町立幼稚園4園研修会成果報告会を開催しました。各幼稚園の園長、教頭、教諭、町立小学校長、島尻教育研究所指導主事等の参加のもと、本年度に各幼稚園で取り組んだ研究

3月4日（第1号）

や初任者研修、九州研究大会の発表及び報告が行われ、今後の幼稚園教育の充実に資する報告会となりました。

次に生涯学習文化課関係について申し上げます。生涯学習の推進を目的にと、平成30年10月15日に開校した「はえばる大学」は、町長講話や歴史、文化、産業、福祉等の講義9回を終えました。3月14日の閉校式には、受講生らによる「我々が考える町の魅力の発信方法等について」を発表する予定となっていました。1月13日に文化センターで、第27回新春演芸会「わらべ歌で遊ぼう！」を開催しました。参加者の皆さんは「南風原の文化と歴史カルタ」などで楽しい時間を過ごしました。平和ガイド養成講座を1月26日から3月2日までに7回開催しました。沖縄陸軍病院南風原壕を中心に戦中の様子や特徴、戦争遺跡などを後世へ正しく伝えていけるようにと、学習を重ねました。1月27日に、地域への愛着ときずなづくりを目的とする「第4回南風原ふるさと発見ウォーク」を行いました。138名が津嘉山地区を回り、地域のよさを再発見できました。参加した4年生からは「飛び安里が飛んだ場所へ実際にやってとても勇気があると思いました。私も飛び安里のようにいろいろなことにチャレンジしたいです。」との感想をいただきました。2月2日から3日に第12回自治公民館活動実践発表会、第41回隼涯学習公民館まつりを開催しました。2日の3字による自治公民館実践発表を皮切りに、自治公民館サークル14団体の舞台発表、3日のサークル活動発表会での34演目の舞台発表会があり、日ごろの練習の成果を披露しました。また作品展示も行い、2日間にわたり多くの公民館利用者やその家族等が来場するなど大いにぎわいました。2月16日に与那原バイパス事業区域内の旧日本軍壕の発掘調査現地説明会を開催しました。発掘現場の丘全体が陣地利用されていた見取り図や交通壕、たこつぼ壕などの解説にメモを取るなど多くの参加者が熱心に聞いていました。以上を申し上げ、平成31年第1回南風原町議会定例会の町政一般報告といたします。

別紙で12月定例会以降の公共工事等に関する行政報告書をおつけしておりますのでお目通しをお願いします。以上です。

○議長 知念富信君 以上をもって町政一般報告を終わります。

日程第5．町長の施政方針

○議長 知念富信君 日程第5．町長の施政方針となっております。町長より施政方針を述べさせます。町長。

○町長 赤嶺正之君 平成31年第1回南風原町議会定例会の開会にあたり、予算案をはじめとする各議案の説明に先立ちまして、私の町政運営に対する所信を申し述べ、町民の皆様はじめ、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに 私は、未来へつなぐ「愛・夢・安らぎ」をスローガンに掲げ、平和な町づくり、教育文化の町づくり、福祉の町づくり、豊かな町づくり、住みよい町づくり、健康の増進とスポーツ振興、そして町民参加の町づくり、この7つの政策宣言を行い、町民皆様からのご信任をいただき、町政運営を付託され粉骨碎身の想いで職務に当たっています。これらの政策に重点を置きながら、町の財政健全化への着実な取り組みを推進し、持続可能な財政基盤の確立に努めつつ、重要な政策課題には必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた町政運営に努めてまいります。今後とも町政運営に対するご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。それでは、平成31年度に実施する施策について、その骨子を申し述べます。

ともにつくる黄金南風の平和郷について 「第五次総合計画」の将来像「ともにつくる黄金南風の平和郷」に向けて、地域社会への愛着と誇り、そして自ら責任を持って暮らす町民が、個々の思いを表し、意見を交わし、夢や目標を実現していく、そのようなまちづくりを目指して諸施策を展開します。その基本理念の「平和」、「自立」、「共生」の実現については、世界の恒久「平和」を願う町民の心を内外へ発信する平和なまちづくりに取り組んでいくとともに、新たな時代の中で、「自立」した人々が育ち集う、地域力のあるまちづくり、そして、まちの様相が移り変わる中で、改めて自然との調和、人と人のつながりを大切に「共生」した暮らしを創造していくまちづくりを目指します。

みんなで考え、みんなで創るわくわくするまちについて 協働のまちづくりを推進するため、多様な学びの場をとおして町民一人ひとりが共に考え、助け合い、支え合って創意と工夫で地域力を高め積極的にまちづくりに参画できるよう取り組みます。そのためにも地域活動の現状と課題を認識し、自治会との連携を図っていきます。町民と行政の情報共有については、広報紙をはじめ町ホームページや電光掲示板等あらゆる手法を活用し、わかりやすく必要な情報を発信します。また、各種委員会等への住民参画を促し、引き続き

3月4日（第1号）

町民の皆様のご意見が町政に最大限に反映される仕組みづくりに努めます。

きらきらと輝く人が育つまちについて 子ども達の「生きる力」と主体的な行動を育てていくために、「家庭教育」、「ふるさと教育」、「学校教育」を通して、自ら考え、決め、行動できる人づくりを家庭と学校、地域が一丸となって取り組みます。町民待望の学校空調設備の整備については、実施時期を前倒しし、今年度で幼稚園から小中学校までの全普通教室に設置を行い、快適な教育環境の整備を進めます。幼稚園教育、保育については子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた幼児教育の重要性を捉え、専任園長配置をはじめとする様々な事業を展開し、より一層の幼稚園教育及び保育の充実を図ります。学校給食については、安全・安心な給食を提供し、健康づくりに努め、食育を推進します。町民の生涯学習を推進するため、中央公民館や文化センターを文化活動や学習活動の拠点として活用し、幅広い年齢層が交流する機会の拡充を図ります。平和学習・交流・観光関連事業の推進については、沖縄陸軍病院南風原壕群の活用、「子ども平和学習交流事業」による小学生の派遣、「青少年の国際交流」による中学生のカナダ派遣を実施します。また、スポーツ振興については、黄金森公園施設を活用した、スポーツキャンプの誘致や全国高等学校総合体育大会の開催地として、広くスポーツ実践の機会を与えるとともに、町民への生涯スポーツ及び競技力向上の推進等、スポーツ振興に取り組みます。

ちむぐくるでともにつくる福祉と健康のまちについて 子育てをしている保護者から高い評価をいただいている子ども医療費の現物給付については、本年度も引き続き実施します。保育所入所に係る待機児童対策については、90名定員の保育園2園の整備を行い、小規模保育園についても整備に向けて取り組みます。子どもの貧困対策については、引き続き子ども元気支援員2名の配置と居場所となる子ども元気ROOMの設置で、支援を必要とする子どもをしっかりと支え、子どもたちが健やかに育成されるよう取り組みます。国民健康保険事業の運営については、国保税率改正について国保加入者への周知を図るとともに、県も保険者となり国保の財政運営の主体となつたことから、連携して新制度の円滑な推進と国民健康保険の安定的な運営を目指して取り組みます。また、沖縄国保の財政状況の解決に向けては、引き続き沖縄の特殊事情に配慮した財政支援や制度設計の構築等を国へ要請し、県に対しても市町村国保への支援を要請します。町民の健康づくりについては、予防活動の充実を図り、妊娠期から高齢期まで生涯にわたる健康づくりを推進します。その取り組みとして、一括交付金を活用した学童期の生活習慣病予防の取り組みの継続及び子ども・子育て支援交付金を活用した妊産婦から子育て期までの切れ目のない支援の充実強化に取り組みます。高齢者福祉、障がい者福祉については、「第8次南風原町高齢者保健福祉計画」、「第4次南風原町障がい者計画」に基づき、地域包括ケアシステムの充実や相談支援体制の強化を図り、社会参加や自立を支える支援体制を確立し、町民とともに支えあう共生社会の実現を目指します。

工夫と連携で産業が躍動するまちについて 住宅リフォーム支援事業については、引き続きバリアフリー改修工事、省エネルギー改修工事及び耐久性向上改修工事への支援を実施します。農業振興については、農地の有効活用を推進し、農地の保全や土壤改良・地力増強を促進するための土づくり奨励補助を継続します。拠点産地であるかぼちゃの増産支援のためのミツバチ巣箱設置や花粉交配用品種の導入などの助成を実施するとともに、新規就農一貫支援事業の活用による生産農家を支援し、農業経営基盤の強化に努めます。また、付加価値の高い農産物の生産や出荷体制の強化が図られるよう、関係機関との連携を行い、販路拡大に向けた取り組みを支援することで農業経営の振興を図ります。担い手育成などについては、町農業委員会の農地利用最適化推進委員、JAおきなわ、農地中間管理機構と連携し耕作放棄地や遊休農地を解消し、農地の確保・集積を行うとともに、農業次世代人材投資資金交付金の給付等により、新規就農者等の農業の担い手育成に取り組みます。基幹作物であるサトウキビ振興については、病害虫対策や種苗配布に対する補助等による生産振興を図ります。花き振興については、新たな品目への取り組みの強化や導入支援に努めるとともに、ストレリチア立ち枯れ対策の強化を促進します。畜産振興については、生産基盤の整備と経営の安定化を図るため、家畜公害・環境保全対策事業や家畜伝染病予防事業に取り組みます。商工振興については、一括交付金を活用した「南風原町地域ブランド構築・展開プロジェクト」事業により、「はえばる良品」の認証、特産品の販路拡大に町商工会と連携し取り組みます。中小企業小規模企業振興については、町内中小企業の経営基盤の強化、創業の促進が図られるよう支援するとともに、町商工会の強化や地域経済の活性化発展に努めます。また、先端設備等導入計画に基づき設備投資の支援や地方拠点強化、地域経済牽引事業を活用し本町への企業立地の促進や支援を強化し、町民の雇用拡大を図ります。伝統工芸産業振興については、「沖縄型産業中核人材育成事業」

3月4日（第1号）

等による、デザインの技術習得、マーケティング強化、経営基盤の強化を図り、工芸品の価値を高めるための取り組みを行うとともに、販路の拡大等を琉球絆組合と連携し取り組みます。観光振興については、観光協会と連携して観光施策の推進・振興に努めます。

みどりとまちが調和した安全・安心のまちについて　急速な都市化が進展する本町にあって自然環境と共生するまちづくりは防災や地域経済の活性化にもつながる重要な要素です。地域と協働した防災・防犯体制の連携を図り、安全・安心のまちづくりに努めます。また、道路事業については、町道10号線と町道73号線の事業進捗を図り、新たに照屋地内の町道68号線整備に向けて取り組みます。街路事業については、津嘉山中央線・津嘉山中央線2工区の事業用地確保と津嘉山中央線の工事を併せて進めます。公園事業については、黄金森公園の転落防止柵及び野球場のバッケネットの取り替えと津嘉山公園の整備を進めます。津嘉山北土地区画整理事業については、旧津嘉山ハイツ区域の宅地造成等の整備に向けて取り組みます。下水道事業の汚水整備については、津嘉山北土地区画整理事業区域を重点地区として整備を促進し、併せて下水道接続の普及活動を強化します。雨水整備では、引き続き照屋地内の整備を進めます。農業集落排水事業については、新たに神里地区汚水処理施設の老朽化に伴う再整備に向けた施設の診断調査等に着手し、併せて下水道接続の普及活動についても促進します。計画関係については、那覇空港自動車道南インター周辺の市街地整備事業化に向けた取り組みとして、市街化区域編入に係る調査、第5次総合計画土地利用構想との整合を図る都市マスターplanの見直し等を進めます。また、南風原町景観計画の公示、景観条例を策定し、2020年の運用開始に向け取り組みます。交通安全施設整備については、カーブミラーの設置や横断防止柵の整備等を引き続き行います。

環境と共生する美しく住みよいまちについて　住み良い住環境と循環型社会の実現に向け、ごみ処理については、適正処理とともに、不要なものは断る、ごみを減らす、再利用する、修理する再資源化を推進し、ごみ減量化と資源化・再利用を促進します。また、「はえばる版リサイクルループ」事業を中心に、町民、NPO、企業・事業所等との連携及び情報共有をおこないます。沖縄の貴重な自然環境を残し、エコアイランド沖縄を目指すため、町民の具体的な活動への支援と環境意識の啓発を図ります。また、次世代を担う子どもたちへの環境教育・環境学習も重要なことから、「はえばるエコセンター」を活用した各種環境講座や学校との連携による環境学習支援事業を実施し、環境意識の高揚を図ります。また、公共施設等についても、「南風原町地球温暖化防止実行計画」に基づき省エネ対策を進め、温室効果ガスの排出抑制を推進します。ごみの不法投棄等については、町内の不法投棄発生箇所を中心にパトロールを行うとともに、立て看板等を設置し対策に取り組みます。町民の生活に密接した悪臭、騒音、水質汚濁、振動等の公害問題については、各関係機関と連携し生活環境の保全に努めます。

健全な行財政運営について　将来にわたり、安定した行政運営を行うため、平成30年度を初年度とした「中期財政計画」を基に取り組みましたが、国保会計の累積赤字、後年度の財政負担の見込増による情勢等の変化が生じたことにより、本計画を行政改革検討委員会において見直します。また、安定的で健全な財政構造を構築する必要から、より一層高いコスト意識を持って経費全般にわたる縮減合理化を図り、負担の公平性を保ちながら、限られた行政資源を「効率的で効果的に」活用し、持続可能な財政基盤の確立に取り組みます。高度化・多様化する町民ニーズや新たな行政課題に迅速かつ的確に対応するため、南風原町職員人材育成方針に基づく人材育成を推進します。

予算編成について　平成31年度の予算編成については、第五次総合計画に掲げた「ともにつくる黄金南風の平和郷」の実現を目指し、引き続き一括交付金の活用に工夫を凝らし、積極性を失わずに実効性を担保する経費の確保を念頭に置きつつ、過去に例を見ないほど非常に厳しい財政状況から、「選択と集中」による予算編成を行いました。今後も引き続き、子育て支援・教育の充実を図り、福祉向上、産業振興等、町民ニーズに応えた事業を実施し、「南風原町に住んで良かった」「南風原町にずっと住み続けたい」、そう思っていただけるような町づくりに、誠心誠意取り組みます。

平成31年度の各会計予算編成の内訳は、一般会計131億3,036万3,000円、特別会計56億842万円、全会計合計187億3,878万3,000円となります。

おわりに　以上、平成31年度の町政運営についての考え方と主要施策の概要などについて述べました。予算以外の審議案件として議案4件、また、追加議案として数件提出する予定です。平成30年度補正予算の議案については、先議案件とさせていただき議員各位の慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。平成31年3月4日、南風原町長　赤嶺正之。

3月4日（第1号）

○議長 知念富信君 以上をもって町長の施政方針を終わります。

暫時休憩します。

休憩（午前10時45分）

再開（午前11時01分）

○議長 知念富信君 再開します。

これから議案の上程に入ります。

日程第6. 議案第2号 南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第6. 議案第2号 南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第2号 南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例 南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、町の厳しい財政状況を鑑み、政務活動費の減額を行うことその他所要の改正を行う必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 それでは議案第2号 南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。まず新旧対照表と、きょうお配りしました右上に議案第2号～第4号資料と上に書かれた資料の両方をごらんください。今回の改正の概要を説明いたします。今回3点あります。1点目に、収支報告書の閲覧請求を何人でも可能とし、その閲覧にあたっては非公開情報以外の部分を供するものとするということで、第12条第2項・第3項の改正となります。2点目に、平成31年度において政務活動費を現行の月額1万5,000円から月額5,000円に減額する附則第2項の追加であります。3点目に、別記様式の政務活動費収支報告書において事務費記載欄が設けられていなかつたため、当該記載欄を追加する改正となります。

続きまして同条例提案の経緯を説明いたします。きょう配付しております議案第2号等資料と右上に書かれた平成32年度以降の一般財源増見込額の資料をごらんください。平成30年度1月末現在財政調整基金残高が約10億円で、平成30年度1月末現在国保特別会計累積赤字見込額が9億円、平成31年度国保会計の歳入欠陥補填収入1億3,642万9,000円を加えた累積赤字見込額は約10億円となり、平成30年度決算において連結実質赤字を回避するためには、平成31年度当初予算編成に際して財政調整基金を繰り入れての予算編成ができない状況となりました。また平成32年度以降、小・中学校空調設備整備事業の起債償還7,600万円、これまでに借り入れた過年度借入起債償還額の増額、対平成31年度一般会計当初予算と比較して2,700万円、空調整備後の電気料金の増額見込みが3,000万円、平成31年度に整備し平成32年度より開園する認可保育園2園開園に伴う補助金増額が4,976万5,000円、平成32年度下水道会計公営企業会計移行（出納整理期間廃止）に伴う繰出金増額2億円、平成32年度会計年度任用職員制度導入による増額1億3,950万円、幼稚園無償化に係る町負担増額1,067万7,000円など、新たな一般財源増を見込んでおり、平成32年度一般財源増額見込みが約5億3,000万円、平成33年度3億6,000万円、平成34年度より一括交付金終了による一般財源の増額見込み1億8,000万円を加え、平成34年度が約5億2,000万円、平成35年度約5億6,000万円、平成36年度5億8,000万円と推計しております。これら以外にも、これまで右肩上がりにふえてきています児童福祉費、障害者福祉費、教育費等の増が引き続き見込まれるため、一般財源の必要額はますます増額することが予想されます。このために、国保特別会計の累積赤字額の解消、今後の行政需要に対応するための財源確保を目指して、全庁的な取り組みが必要不可欠であることから、今回の条例提案となりました。ご理解、ご協力、よろしくお願ひいたします。以上が議案第2号 南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例についての概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑のある方はこれを許します。14番 宮城寛諱議員。

○14番 宮城寛諱君 もろもろ説明をしてもらったけれども、議案第2号についての質疑はやってはいけないんですよね。政務調査費の問題ですよね。中身の質疑をしていいのですか。財政が厳しいから云々というのは、それはそれで。例えば私が聞きたいのは、財政

3月4日（第1号）

資料の基金等で累積赤字見込額が9億円ということですが、この9億円が平成30年度末でそういうことになるのはわかるのですが、そこで全部返すわけではないですよね。たしか財政計画の5年計画では、今年度で3億7,000万円か、8,000万円か、それで来年度が3億円、その次は累積赤字の解消についてはゼロとなっているのですが、いかにもその年で9億円を返して、残りは1億円しかありませんという説明のような気がします。もしさうであるならば、3億7,000万円、3億円から返すということではなくて、少なくとも計画は平成34年度まであったわけですから、31、32、33、34、あと5年あるわけですから、もっと額を減らして2億円ずつにするというようにすれば、そんなに厳しくはならないのではないかですか。それともう一つ、今度の政務活動費のカットが1年限りとなっているのですが、先ほどの説明ではいろいろ右肩上がりで出費が出ていくと、大変だと言っているのになぜ1年限りなのか。その辺がよくわからない。それともう一つは、これまで1万5,000円を政務活動費としてやってきた。その理由があるはずです。1万5,000円、これでよしとする。その辺は皆さん方は精査したのですか。その結果によって、少なくとも3分の1、66.66%のカットです。例えば、皆さん方の三役の報酬の20%カットとか、10%というならまだ話はわかります。だけどこれまで1万5,000円でよしとしてきたのに、なぜすぐ3分の1なのか。その辺の理由がわからないのです。その点を教えてほしいと思います。条例があと2つついているけれども、あれはそれなりに評価しますけれども、額のカットについては疑問が残ります。その辺の答弁をお願いします。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 まず1点目ですが、国保の赤字です。赤字を解消するための繰り出しで全て使うのではなくて、先ほど申したのは、平成30年度決算において連結実質赤字を回避するために基金は使えないということになっております。国保への繰出金で全額使うということではなくて、連結実質赤字を解消するためには財政調整基金は使えないということであります。また、附則で1年間ということで提案した理由につきましては、今年度は1年間、次年度、平成31年度は、先ほど町長からも施政方針であったように、行政改革に取り組んでいきます。ですからそれを踏まえて、また検証していく中でいろいろなことがまた改正とかで出てくると思いますので、とりあえず提案については今年度限り、平成31年度限りの提案となっております。また、額について必要額ということは十分認識しておりますが、こういう財政状況であるということでの削減となっております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諱議員。

○14番 宮城寛諱君 額については十分承知している云々あったのですが、要するに特に精査したわけではないんですね。議会の政務活動費は1万5,000円だったのが5,000円でいいという結果については、ただ財政が足りないから削ろうと。たったこれだけの理由ですか。それともう一つ、1年間で計画したのは、来年度は財政改革を行うので、その結果いろいろ出てくるということですか。ということは、この政務活動費を1年間としたのは次年度はよくなるという見通しですか。皆さんは右肩上がりで、要するにいろいろな教育とか福祉とかどんどん多くなっていくので、大変だと言っている割に1年限りにするというのは、行政改革で好転すると見ているわけですか。先ほどの資料の説明と理由が合わないのではないかですか。それを再度お願いします。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 それではお答えいたします。まず、額については財政状況のみの判断となっております。また、次年度、行政改革、あらゆる歳入、新たな歳入の確保、歳出の削減等を踏まえた、また内部の機構の組織の見直しを踏まえた改革をする予定であります。そのためのことし1年政務活動費を削った中、また来年、平成32年度以降も引き続きになるのか、それは行政改革の中で検証を行い、判断していきたいと考えております。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諱議員。

○14番 宮城寛諱君 最後みたいなので。財政の事情でということですけれども、大体この政務活動費ができた理由を皆さんはご存じですか。議会の活動費を、要するに町から出しているというか、補助というか、支出することによって、議員がもっともっと活動できるよう勉強してほしい、研究してほしいということなのです。今年度はいいということですか。当局と議会は車の両輪のごとくとかよく言うけれども、片方はブレーキ、回らないようにする、研究できないようにする、議員は5,000円分でいいという感覚ですか。私はそういうふうにしか見えない。そもそもこれができたのはなぜなのかということです。皆さん方はなぜ1万5,000円をオーダーしたのかということです。それが高いなら高いで

3月4日（第1号）

最初から少なくすればいいのであって、なければなくていいということでおかっただのではないですか。今言うように、次も好転するかどうかはわからないと言いますけれども、だったら1年間ではなくて、政務活動費は5,000円にするとしたほうがよかつたのではないですか。それで財政がよくなかったら値上げをする、それでもいいのではないですか。要するに皆さん方の将来の見通しがはっきりしないということが、この辺にあらわれているのではないかと。財政が厳しくなると言ひながらも1年限りでやるということが、いまだに私は理解ができない。とにかく皆さん方が、財政が大変だということはよくわかりますけれども3分の1に減らすという、皆さん方が政務活動費の趣旨をわかつていないと思わざるを得ない。それと精査はしていないと。皆さん方は財政計画の中でいろいろなものを全部精査していく。それによってだめなものはだめ、要するに新しいもの、集中と選択ということをおっしゃっています。それに合わせても、全く精査をしないでただ財政が厳しいからやっているとしか私は思えないのですが、それに対して何かありましたら。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 議員がおっしゃるとおり、我々も議会、議員活動について政務活動費は必要だと認識しております。しかし、こういう厳しい財政状況であること、この1点では非議員の皆様にはご理解とご協力を願いたいということでの提案となっております。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 岡崎です。今のご指摘のとおり、この政務活動費は大方視察研修等に使われているのだろうという声もあったと聞きますけれども、私たち議員が視察に行って勉強して、宿題を持って帰ってきて、執行部の皆さんにどうですか、やりましょうとか投げかける。それが大変なこともあるのかもしれないけれども、いきなり3分の1にカットするということは、今のお話にあったようにそもそも必要だったのか。町民の皆様、納税者はそういう考えに発展することもあると思います。3分の1。これはもう一度考えていただきたいと思います。もう一つ、条例について伺いたいと思いませんけれども、何人も、誰でも閲覧を請求することができるということは、何の根拠に基づいてこのように変更されるのか。外国人でも、世界中の誰でも閲覧を請求することができるということですか。それともう一つは、これまでに閲覧の請求がどれほどあったか。教えていただけますか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 それではお答えいたします。何人も議長に対し請求できるというのは、以前の規定が町内に住所を有する者、新旧対照表にありますが、町内に事務所または事業所を有する個人または法人と明記がありました。しかし現在、インターネットで、ホームページで公開もしていることから、従来の規定とそぐわないために今回の改正となっております。マスコミ等、町外の方からこれまでに公開の資料請求等はありましたので、そういった実際に対応している内容に合わせるための改正となっております。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 これまでに閲覧の請求はマスコミ以外でどれほどありましたか。
〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午前11時20分）

再開（午前11時21分）

○議長 知念富信君 再開します。総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 確認しましたところ、これまでに要求があったのは1社、個人からの請求はありません。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 ありがとうございます。政務活動費の3分の1までのカットはもう一度考えていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長 知念富信君 ほかに質疑ありませんか。13番 大城 肇議員。

○13番 大城 肇君 一部重なる部分もあるかもしれませんけれどもお伺いします。まず、きょう初めて議案第2号等資料というのをいただいたて、財政状況はこうだという説明があったのですが、初めて見ましてよくのみ込めていない部分があります。改めて、議案第3号でも提案理由で同じ文言が出てきますけれども、町の厳しい財政状況というは何を指すのか、改めてお伺いします。それから政務活動費についてですけれども、提案者の町長は政務活動費の評価、これをどう評価していく、これまで果たしてきた役割、そういうものをどう評価しているのか。このことについてお伺いします。それから厳しい財政

3月4日（第1号）

状況とおっしゃいますけれども、今の説明をよくのみ込めていないのですが、当然歳入が減っているので歳出を減らしたという中身なのだろうと今のところ思っているのですが、詳しくは一般会計その他の予算の中で、委員会にも持ち帰ってしっかりと審議することになるわけですけれども、一般会計の予算などを見てみると、県からの歳入、恐らく中身は一括交付金のことだろうと思いますけれども、2億円ほど減っているというのが見てとれたわけですけれども、減る分はあるだろう。增收はどうしたのかと。役場は、增收対策は十分とったのかという点です。增收の対策は十分に行われて、それでもなお、ここに書いてある町の厳しい財政状況ということが言えるのかどうかという点です。それから削減に1年間という期限を切った理由。その1年間で妥当なのかと。これが回復するという根拠。1年切った後、回復するということが理由でなければ1年と切れないはずです。その回復するという根拠を示してほしいということです。それから今回、月で言えば1万5,000円だったものを5,000円に減額する。1万円減額したわけですが、減額した額の根拠、5,000円の減額で1万円にすることもできただろうし、あるいは1,000円にすることもできただろうし、ゼロにすることもできただろう。なぜ5,000円にしたのか。この根拠を示してもらいたいということです。それからさらに言えば、今回、町長、副町長、教育長は月額給与について議案第3号で削減されますよね。予定しています。議員についても報酬を削減しなかったのか。なぜそれを提案しないのか。なぜ議員報酬の削減は提案せずに政務活動費を提案するのか。このことについて明解な答弁をいただきたい。以上をお聞きします。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 まず厳しい財政状況というのは先ほど申し上げましたが、国保財政の赤字、それに伴う連結実質赤字を回避するために財政調整基金の活用ができないと。これまで当初予算で活用していましたが、これができなくなつたということが厳しい財政状況の一番わかりやすい状況だと思います。また、この1年にしたというのは来年回復するのではなく、今後、平成31年度は歳入の確保、歳出の削減、機構の見直し等を踏まえて、1年間で全ての行革に取り組んでいく、検証していくので、その行革の検証を踏まえて、来年また再度延ばすのか、終わるのかを見きわめていきたいということでの1年間の提案となっております。また、報酬は直結した報酬になるものですから、それではなくて調査費をまず最初に削減していただく、協力、理解していただくのは政務活動費がいいのではないかということで提案しております。また、政務活動費については幅広く町の行政課題解決のための、議員の皆さん方の調査研究に必要な活動費だと認識しておりますが、先ほども寛諱議員に申し上げたとおり、財政状況、一般会計から財政調整基金を活用できない、予算編成を余儀なくされたことから、このような提案となっております。ご理解、ご協力よろしくお願ひいたします。

○議長 知念富信君 13番 大城 育議員。

○13番 大城 育君 実際、答弁はまだありますよね。1万円減額を提案しているけど、その数字の根拠。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 いろいろ政務調査費について調査研究をしましたが、主な理由としては、厳しい財政状況で3分の1になったということあります。

[大城 育議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午前11時28分）

再開（午前11時28分）

○議長 知念富信君 再開します。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 厳しい財政状況ではあります。しかしながら、この政務活動費の有効性については十分理解しております。そのためゼロではなく、必要性を認識しておりましたので3分の1にしたということあります。

○議長 知念富信君 13番 大城 育議員。

○13番 大城 育君 連結決算で赤字を回避するというのが主な理由だということでしたけれども、この表で十分理解しないと、恐らく予算も同じような理屈で同じように財政状況が厳しいというのが主な理由で、今回さまざまなもののが減額されているように聞こえますので、ここでこの表だけを見せられて、ああそうですねと納得してしまうということは、そのまま予算についても全体的な削減だということで納得してしまうことにつながりかねないと思っていまして、だから急に見せられたこの表で、厳しい財政状況ということをのみ込むというわけにはいかないと思っています。それでこれについてもっと詳しく聞くかしないといけないと思っていますので、おつき合い願いたいと思います。これはどのように

3月4日（第1号）

に読むのか、基金については財政調整基金が10億円あるけれども赤字の見込みが9億円だと。それは先ほど寛説議員が聞いた1回で返すわけではないでしょうということですね。計画では幾らでしたか。平成30年度、それから32、33、34、31も含めて実際どうなのか。実際の今の返済計画といいますか。それから小中の起債償還。これは平成32年度から始まる。平成31年度はないわけですね。平成31年度は借りる、翌年から返すということですね。これまでに借りた分の償還が平成31年度はどうなるのか、これでは示されていない。予算書を見ればわかるだろうということかもしれないけれども、それから電気代は3,000万円だと。これはそうかもしれません。保育園の補助金が平成31年度は建設、設置だから、その補助金がどうなっているのか、これもわからない。下水道が公営企業会計に移るときには、出納整理期間がなくなるから繰出金がふえると。これもどういう意味なのか全く理解できません。私が不勉強なかもしれませんのがわかりません。これはどういう意味ですか。会計年度任用職員制度導入による増額が、平成32年度から1億3,900万円出ますと。これもどういう意味なのか、説明が私にはわからない。幼保無償化に係る、幼保無償化というのは国が言っておられることだったと思いませんけれども、これで町が負担するのがふえますということのようですね。これが1,000万円ですか。一括交付金はなくなるってもこれまでやっていた事業を行う上では、一括交付金がなくなるからその分を一般財源で埋めなければいけないでしょうと、こういう意味なのか。この1枚だけで十分理解しろというのは、私は無理がある感じがするのですが、まず今私が聞いた点についてお答えいただきたいと思います。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 まず財政調整基金10億円に対して、現在、平成30年度の国保の累積赤字を9億円見込んでおります。さらに当初予算で平成31年度の国保の赤字1億3,000万円、合算すると約10億円ということになります。そのため連結実質赤字を回避するためには、財調から繰り入れて一般会計の予備費に充てて、一般会計の収支を大きくする手法と、また一部国保会計への繰出金、法定外繰入をして赤字を縮小させるという手法が混在、両方でやっていきますが、そうするためには10億円の財政調整基金は使えないということになります。ですから、連結実質赤字を避けるために財政調整基金は使えませんというのがまず1点目ですね。また下水道公営企業会計に移行するということになりますが、平成32年4月に公営企業会計への移行を予定していますが、公営企業会計に移行しますと出納閉鎖が3月31日になります。のために4月、5月に入っています。実際事業が4月に完了して、起債は4月に借入申請、5月に返ってきました。となると平成31年度、予算では1億5,000万円の起債計画をしておりますが、これが3月31日までには入ってきません。また2月、3月の使用料は、現在は4月、5月と出納整理閉鎖期間に入っています。この両方の起債の借り入れ、使用料の出納整理期間4月、5月に入ってきていました約2億円が、平成32年3月31日で決算が切れることから、資金ショートしますので、その赤字を回避するためにはその単年度に限って一般会計から繰り出しをしないといけないということになります。また、会計年度任用職員制度が地方公務員法、また地方自治法の改正により平成32年の4月から会計年度任用職員制度が導入されます。これによって、臨時職員、嘱託職員が会計年度任用職員へ移行となります。そのためには給料が、時給や月額で定められた金額は職員と同様の給料表の適用となります。また嘱託職員には、自治法の改正により期末手当の支給をすることができます。そういうつまらもろの臨時・嘱託職員が会計年度任用職員に移行することで、その待遇が改善されます。その待遇改善によって現段階では、約1億4,000万円の増額を見込んでいるということになります。この資料に掲げた平成32年度以降の増額については、現在、平成31年度当初予算で計上した事業以外に、平成32年度以降、新たに財源増でふえるということを示した表となっています。ですから、先ほど説明したとおり平成31年度で計上した継続事業で財源がふえてくる分は加味しておりませんので、さらに行政需要、財政需要がふえてくることから、今回の条例の提案となっております。よろしくお願ひいたします。

[大城 肇議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午前11時37分）

再開（午前11時38分）

○議長 知念富信君 再開します。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。まず幼保無償化に係る一般財源増ということは、10月より消費税が10%に上がった場合、3歳児以上の保育料が無料となります。平成31年度は国からの保障となります。翌年度は保護者からの利用料について

3月4日（第1号）

は、町、国、県、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の負担になることから、その見込みが1,000万円ということで、保育料の無償化に係る増額が1,000万円と見込んでおります。また、一括交付金につきましては、学習支援員、特別支援員等、これまでも一般財源を投入して一括交付金を活用していた事業、また必要である事業を継続していくたいと。継続していくためはこれだけの負担増、一般財源の負担増を見込んでいるということでの表現となっております。

○議長 知念富信君 13番 大城 肇議員。

○13番 大城 肇君 質疑は3回しかできないということですので3回目です。まだ私は十分理解できていないのですが、連結実質赤字を回避するという目的では財調は入れられないという説明だったということでおいいのでしょうか。そうすると、なぜそれはできないのか。財政調整基金はこういった目的では使えないという根拠はどこにあるのか。何か法律でもあってそうなっているのか。そこを明確に示していただきたい。それと今あった数字からすると平成32年で5億3,200万円、平成33年が3億6,000万円、平成34年が5億2,000万円、この項目だけの歳出で見ているわけですよね。行財政改革で歳出を減らしていこうということですけれども、先ほどこれも答弁があつたかな、増収対策をどうしたのかと言いましたけれども、これももう1回、漏れていないかもしませんが改めて聞きながら。これを見ると、引き続き1年と区切ったけど、その次は元に戻すということではないということですよね。元に戻すか戻さないかも含めて、この1年は経過を見るということですから、それは恐らく次の議案第3号もそういうことになろうかと、今言われていることを聞いてみるとなるけれども。その辺についてむしろ厳しくなるのではないかと、今の見通しで言つたら。その行財政改革ではどのぐらいの削減を目標とするのか。目標も示さないでただやりますというわけにはいかないだらうと思います。方法論はこれから検討するとしても。それから増収を一緒にやらないと削るだけになるわけですから、その辺をどう見て今度の1年間を区切つてのものなのか。それから先ほど、とにかく財政が厳しいということを強調して、ただゼロにはできないからと。だから3分の1だというのも、私は非常に乱暴な議論ではないかと思います。これまでの、例えば私自身もそうですが、全部は活用できずに返納することもあります。全体も多分そうなっているはず、使い切る場合もあるけれども。そういうのがどうなっているのかなども全く見られずに、いわゆる執行状況も見られずに、いきなり、エイ、ヤーと3分の1というのはどういう判断によるものなのか。この辺が曖昧だということを今の段階で私は指摘できると思うんですね。恐らく次の議案だってなぜ2割なのか、なぜ1割なのかという点は同じで、それからほかの一般会計のほかの施策も、削減の場合も十分な査定をして妥当な減額というのかどうかということになってくるかと思うけれども、その点は本当だったらその説明で十分だと、もちろん町長もですけれども、その3分の1という査定が何をもって妥当だと言えるのか。今、幾つか聞きましたけれども、お答えいただきたいと思います。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 まず1点、財政調整基金が活用できないということは、国保の累積が約10億円になります。その場合に、予備費を約10億円ふやして、一般会計の收支を10億円以上設けないと、国保の赤字が連結決算で黒字にならないことから、連結決算を回避するために、予備費に活用するためにほかの当初予算で繰り入れすることができます。また、新たな歳入の確保については、税は平成31年度の当初予算で平成30年度と比較して約1億6,000万円増収となっています。税の確保、また新たな財源の確保ということで、行革で進めていく予定であります。例えば企業の広告等のネーミングライツ、新たな広告、新たな財源の確保を調査研究して歳入確保に努めていきたいと考えております。歳入についてはそういうことで考えております。また、なぜ5,000円かということですが、こちらのほうは平成26年から平成29年度までの政務活動費の経費別で、一番多く利用されている調査研究費があります。調査研究費が4年間で約368万円となっています。その4年間を定数16で割って、また12月で割り戻すと月額約5,000円という数字が出てきますので、我々としてはその数字を根拠に今回提案しているということとなります。

○議長 知念富信君 ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

3月4日（第1号）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第2号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第2号 南風原町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長 知念富信君 起立多数であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩（午前11時47分）

再開（午後1時00分）

○議長 知念富信君 再開します。

日程第7. 議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第7. 議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、町の厳しい財政状況を鑑み、町長、副町長及び教育長の給料月額を減額したいことから、条例を改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 それでは議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。まず新旧対照表及び議案第2号～4号資料をお開きください。改正の概要を説明いたします。2点あります、まず1点目、平成31年度において町長の給料月額を現行の79万円から20%減じ63万2,000円に、副町長の給料月額を現行の64万5,000円から10%減じ58万500円に、教育長の給料月額を現行の60万4,000円から10%減じ54万3,600円とする附則第9項の追加となります。2点目に、期末手当の算定の基礎となる給料月額は、給料月額を減ずる前の給料月額によるものとするということで、附則による特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例となります。施行期日は、平成31年4月1日となります。なお、同条例の提案の経緯については、議案第2号と同様の経緯となります。以上が議案第3号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。8番照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは質疑をしたいと思います。まず今回の条例改正ですけれども、町長を初め三役の方々の給料を減額するという姿勢については、私としては本当に評価したいと思います。この厳しい財政状況という中で、まずはみずから身を切る姿勢を示すというところは、本当にこれまでなかつたような姿勢だというところで大変評価をしたいと、まず申し上げたいと思います。そういう中で、姿勢としては評価をするわけですが、これから始まる予算審議、大変厳しい財政状況でもありますし、審議自体も、私たちから質疑をする内容も多岐にわたると感じていますけれども、この三役の皆さんのお姿勢が今回の厳しい財政状況とは言え、みずから身を切るから納得してくれというような免罪符になつてはいけないと、本末転倒であると私は思います。そういったことで今回の姿勢は評価しますけれども、厳しい財政事情を納得する免罪符になるものではない、そういったことをしっかりと答弁いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。まさに照屋仁士議員がおっしゃるとおりでございまして、これが経常的にあつたり、これが免罪符になって、今後もそういうことがあってはいけないと考えているわけでございます。そういう中ではございますけれども、

3月4日（第1号）

厳しい財政状況に鑑みということでご説明申し上げていますけれども、これから平成31年度予算の審議の中で、この厳しい状況がこれからも明らかになっていくと思いますけれども、そういった状況の中での予算編成のために、そういった状況になつてはいるということをひとつご理解いただきたいと思っております。同時に、私は財政を担当する者として基本的な考え方としまして、やはり「入るを量りて出するを制する」と。要するに歳入をしつかりと把握しながら歳出をコントロールしていくというのが大事ではないかと思っておりますので、今回は特別に、厳しい状況ではございますけれども、今後とも歳入を図つて歳出をコントロールしていくということを念頭に置いて予算編成もしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願いしたいということでございます。以上です。

○議長 知念富信君 ほかに質疑ありませんか。13番 大城 育議員。

○13番 大城 育君 この議案については少し絞りたいと思います。議案の附則に次の1項を加えるということで、今回それぞれ20%、10%ずつ削減しているわけですが、さらにそれに附則がついて、今部長の説明にもありましたけれども、期末手当に関しては減額する前の月例給与で計算するという説明でした。それはそれで理解できる中身だと思いますけれども、ただ改正の仕方として、あくまでも議案は特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例を改正するのですが、その附則で別の条例を持ってくる。この部分は変えませんという、こういううたい方というのはこれまでもあったのか。そのあたり、技術的なことなのかわかりませんが、ほかに例があるのか。こういうことは可能なのかということですけれども、これについてお聞かせください。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暉君 これまでについては給料月額を減じたことはありましたが、それに伴つて期末手当も減じておりました。そのために今回の附則による別の特別職の期末手当に係る条例の変更はありませんでしたが、今回は特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の変更をもつて、特別職の期末手当の支給条例への変更があるものですから、この附則で変更することができるということになっておりますので、今回この手法をとりました。今回、特別職の職員で常勤のものの給与は、提案している条例の附則が影響して、改正によってもう一つの期末手当の条例の変更が生じたことから、この附則によってもう一つの条例、期末手当の条例も適用することができるという手法がありますので、この手法をとっています。これまでこの手法にすることはませんでした。今回が初めてとなります。

○議長 知念富信君 13番 大城 育議員。

○13番 大城 育君 今回初めてこういう手法だということでしたけれども、別の言い方をするともう1本議案を立てて、今度は期末手当支給条例の一部改正ということも方法としては可能だという理解でよろしいですか。今回はこの手法をとったけれども、ふだんと全然違う条例も附則で改正してしまっているのですから、こんなことが1本の議案として許されるのかという思いがあって、これは議会事務局でも確認してほしいのですが、違う条例を別の条例で改正することができるのかどうか。事務局長も、これは相談したのかどうかわかりませんが、両方とも答弁してもらえますか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暉君 議員おっしゃるとおり、新たに期末手当支給条例の変更をするという2本立てのこともできます。また、この手法ではありませんが、これまで町では条例改正のときに改正条例をつけて、1条で別の条例、2条では別の条例ということで、条例立ての変更をする改正はやってきました。今回は、給与に関する条例を原因とする期末手当支給の改正があり、この給与の条例を起因とするための条例改正ですので、附則で期末手当の条例も改正することなることとなっております。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後1時12分）

再開（午後1時13分）

○議長 知念富信君 再開します。13番 大城 育議員。

○13番 大城 育君 方法はその程度にしておきますけれども、町の厳しい財政状況ということであるわけですから、期末手当も、減額した額を基礎として期末手当にも影響させるという方法も当然あったはずですよね。財政が大変だということから。そうすると大変大きな影響を受けるのはそのとおりですけれども、そうしなかった理由をお答えください。

○議長 知念富信君 町長。

3月4日（第1号）

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。確かに毅議員がおっしゃるとおり、期末手当の減額もこの際ということでやってできないわけではないのですが、まず減額の際に私が担当部局に指示しましたのがバランスといいますか、町長と副町長とのバランス、副町長と教育長とのバランス、それから教育長と部長職とのバランス、あるいは隣町村とのバランス、そういうしたものもひとつ考慮してくれということをお願いして、いろいろと資料をつくっていただきました。その中から、私が現在提案している数字に落ち着いているわけですがけれども、基本的に申し上げまして、先ほど資料でデータを出したのですが、来年も厳しいということを考えております。ここで一気に減額してもよかったです。先ほど申し上げましたいろいろなバランス、それを考えて、ことしはこのぐらいのパーセントでいいのではないかと。恐らく来年も減額になりますので、来年は手当にも触れないといけないのではないかと、私としてはそういうものを考えておりまして、そのあたりを今答弁するのは、三役がこれだけ減額されるということは管理職、あるいはまたややもすれば一般職までいく可能性があるものですから、今、こういった答弁を本当はしたくないのですが、議員のご質疑にお答えしないといけないです。私としては今年度で減額が終わるという認識を持っておりませんので、次年度もまたひとつご審議をお願いしたいと思っております。そういう意味で、ことしはこの数字に落ち着いたということでご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暉君 済みません、先ほどの答弁を訂正したいと思います。この条例の手法はこれまでなかったということありますが、行政手続条例の改正において同手法をとったことがあります。訂正いたします。

○議長 知念富信君 ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって議案第3号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論のある方はこれを許します。

（「なし」の声あり）

○議長 知念富信君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 知念富信君 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8. 議案第4号 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第8. 議案第4号 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第4号 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、町の厳しい財政状況を鑑み、税務手当及び徴収手当の支給停止を行うことその他所要の改正を行う必要があるため提案いたします。内容等については担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暉君 それでは議案第4号 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。新旧対照表及び議案第2号～4号資料の裏面をお開きください。それでは改正概要を説明いたします。改正は2点あります。1点目、特殊勤務手当の支給日を翌月の給料の支給日に統一する第4条の改正となります。2点目に、平成31年度において町税及び国民健康保険税の滞納整理に常時従事する職員に支給する税務手当並びに徴収業務に従事した職員に支給する徴収手当を支給しないものとする附則第4項の追加であります。施行日が平成31年4月1日となります。以上が

3月4日（第1号）

改正の内容で、同条の提案の経緯についても議案第2号と同様となります。以上が議案第4号 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例についての概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは幾つか質疑をさせていただきたいと思います。今回の特殊勤務手当ですけれども、これまで支給していた手当を支給しないという条例改正ですが、これまで支給していたわけですから、何らかの根拠に基づいて支給していたわけです。そしてまた、もらえる職員の方々にもその権利があるという中で、今回の支給をやめるに当たっては、例えば条例とか法律とか、そういったものに反しない、そういったことがあるのか。また他市町村においてもそういった事例があるのか。まずこの点についてお伺いしたいと思います。そして2点目に、もし仮に1点目についてそうであるならば、これを期間限定にしている理由、そういった事例とか、条例的にも大丈夫であれば、期間限定ではなく恒久的にということも当然検討されたと思いますけれども、先ほどの件とも類似するところはあると思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 同手当につきましては、特殊勤務手当支給条例に基づく支給をしておりました。しかしながら議案第2号でも説明したとおり、財政状況が厳しい中、また近隣でも支給していない、この手当がそもそも条例からなくなつた市町村もあることから、また社会情勢の変化等から、今回支給しないということを提案しております。今回、平成31年度に限定したことは、組合からの要望もあったということで、このような提案の方式をとっております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 1点目については条例、法的根拠もしっかりある、また事例もあると理解しました。2点目の平成31年度に限った件については、組合側からの要望もあったということですけれども、条例上も法的根拠もそろえている事例もあるということであれば、当然職員の権利としては組合を守る立場にもあるわけですけれども、一方ではそういった今後のことも踏まえて議論していく必要もあるかというふうに理解しますが、そのような理解でよろしいでしょうか。先ほど町長の給与についても、まず段階的にと考えたときに時限的な措置をしていると理解しますが、同じような理解でよろしいでしょうか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 そのような理解でよろしいと思っています。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 ちょっとお聞きしたいのですが、この税務手当、徴収手当というのはどういう手当なのか。徴収だから徴収だとは思うのですが、要するに家庭訪問をしてまで徴収しているとか、時間外までやっているとか、どういうときに支払われる手当なのかお聞きしたいと思います。それと、この手当なくすることによってどのぐらい金額が浮くのか。総体的にどれぐらいということを教えてほしいと思います。以上、よろしくお願ひします。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 同手当について、税務手当については国保の滞納処分に係る職員に、月額6,000円を支給しております。また徴収手当については、税務、国保の滞納処分に係る以外の職員で徴収業務に携わって滞納処分にかかわった場合、徴収した場合に日額200円の支給ということとなっております。なお、予算的にはトータルで税務手当が64万8,000円、徴収手当が2万9,000円、トータル67万7,000円ということになっております。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 これは月ではなくて年間ですよね。67万円。先ほどの6,000円の内訳ですが、国保の徴収業務にかかわった人、これは先ほどもお聞きしましたけれども、家庭訪問とかそういう特別な徴収業務というか、そういうことなのですか。それとも役場において督促を行う人の手当なのか。その辺はどういう感じなのですか。以前は家庭訪問もあったと思います。町長も含め、そういうことをやっていたようですが、そういうことなのか。そうではなくて、役場にいながらにしてそういう手当なのか。その辺をお聞きします。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 議員おっしゃるとおり、現在は出向いてということはやってお

3月4日（第1号）

りませんので、税務手当というのは税務課の職員、国保税の職員のうち滞納整理に常時従事する職員に月額6,000円を支給しております。なお、先ほど言った67万7,000円の減は、年間の金額となっております。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 わかりました。要するに滞納の業務に従事しているということで、つまりほかの職員より月額6,000円の差をつけたということは、滞納業務を行うからというだけの理由なのですか。要するに就業時間は同じということですね。わざわざ出かけていくとかそういうことではないと。そのためにあった手当という理解でよろしいですか。それで、それをなくすということですから、私は役場にいながらそういう仕事というのは、特別の仕事なのかどうかというのは理解に苦しむところではあるのですが、ただそれを必要として6,000円払ってきたわけですから、それをなくすということはどういうことなのか。その辺が余計にわからなくなる。皆さんには必要だということで6,000円を手当していたわけですから、それは普通の業務よりは滞納処理をする方は大変だということで、プラスアルファだったと思うんです。その大変なことがなくなったということなのか。ただ財政が厳しいからということで、そこから切ろうということ。その辺の内情といいますか、説明をしてほしいと思います。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 特殊勤務手当の支給については滞納整理に従事する職員ということで、議員おっしゃるとおりの支給となっています。また、この特殊勤務手当を支給していたのは、勤務の特殊性があったということなのですが、近年、業務の内容は社会情勢等の変化により、勤務の特殊性というのは常に変動するものであります。また、職員間の給与上の均衡を図るとともに、住民の視点に立った適正な支給を行うため、定期的に検証を行い、必要に応じて見直しを行っていく必要があることから、今回支給停止を行い、また今後も勤務の特殊性というのも検討していきたいと考えております。

○議長 知念富信君 ほかに質疑ありませんか。13番 大城 育議員。

○13番 大城 育君 特殊勤務手当の中から、この2つについては1年間はとめようということですね。ほかにもいろいろな特殊手当が5つ、6つぐらいあると思うのですが、先ほどの部長の説明、寛諄議員への答弁からすると、特殊勤務手当としている特殊な勤務というのはいちずではないと。時と場合によって変わるという言い方でしたから、ほかの職員の給与とも均衡を図ると、バランスを図るという意味だろうと思うのですが、今回の提案は財政が大変だからということを提案理由にしているんですよね。そこで今言ったようなほかの職員との均衡を図ることとなると、どうも財政の厳しさから来るものだというのとは必ずしも両立しないというか、矛盾するというか、そういう感じがするわけです。だったら何も1年間と限らずにやったっていいはずです。この辺が十分な説明がされているとは言えないと私は思っていますので、この辺を改めて説明いただきたい。ほかの、例えば野犬等の取り扱いだとか、行旅死亡人だとかございますね。実際、予算上どの程度利用されているかはわかりませんけれども、そんなに大きな額ではないんだろうと思いますけれども。仁士議員に対する答弁の中であったかもしれません、よその町村の状況だとかそういったことも恐らく見られて選んだかとは思いますけれども、この2つにしたのはなぜなのか。ほかの特殊勤務手当の項目をさわらなかつたということは、これは額の大小ではないと思うのです。特殊性が時によって変わるという理屈からすれば。また一方、財政上の理由ということであれば金額の多寡も関係するだろうし、この辺の説明が、2つが十分精査されていないという印象があるものですから、どうなのかお答えいただきたいと思います。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 同条例の提案理由にもありましたとおり、一義的には財政状況が厳しいということに鑑みての提案となっております。また支給について特殊性についての面からも、他の市町村でも廃止されたという状況、また総合的に判断して、今回はこの2つの手当について提案しています。残りの手当については、例えば野犬とか、災害時、台風時とか、そういうものはまだ残っている状況となっております。

○議長 知念富信君 13番 大城 育議員。

○13番 大城 育君 なぜなのかと聞いているのですからちゃんと答えてください。残っているのはわかる、大体わかるから。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 今回の削減については財政状況、また近隣ということで答弁しました。残りの手当については台風時だとかありますが、それは必要だということであり

3月4日（第1号）

ますので残っているということあります。

○議長 知念富信君 13番 大城 賀議員。

○13番 大城 賀君 今の答弁は、ほかのは必要だと。これは必要性が低いと。しかし1年間だと。これが理屈が通らなくなるわけです。必要性が低いならずっと残せばいいではないですか。なぜそうしなかったのですか。そういう形で、何といいますか、そうなっていますと言つだけで、なぜそうしたのかということについてはきちんと答えていないのです。だから財政を錦の御旗に掲げれば、言い過ぎかもしませんけれども何でも自由自在に削れると言わんばかりで、一つ一つの事業、この事業はどんな役割を果たしてきたのかということについて、しっかりと検査されていなければ、こんな矛盾が起きてくるのだと私は思うんです。必要性が低いと言つながら、大事なんだけれどまずはと言つながら、来年また改めて検討すればいいと。来年に向けてね。非常に財政が大変だというのではなく改めて議論して、お互いに理解を図つていく必要はあると思いますけれども、それを否定するものではないんですけども、2つ理由がありますと言つて、都合のいいように言いかえているというふうに聞こえてしまうわけです。もうちょっとその辺はしっかりと答弁してほしいのですが、あればお聞きしたいと思います。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。特殊勤務手当に関しては、必要があるからこれまで支給してきたと、議員がおっしゃるとおりでございます。この特殊勤務手当につきましてはそれなりに歴史がございまして、制度的なもの、あるいはまた労使間の交渉でもって条例化して支給をしてきたこともあります。そういう中で、これまで特殊勤務手当を整理しようではないかということで、何年か前からずっとそういうのが整理されておりまして、先ほど部長からもございましたように、隣町村ではそれが進んでいるということでございまして、南風原町でも保育所に勤務している職員に、どうして保育所勤務手当を出さないといけないかとか、以前そういった議論がございました。そういうことで。何年か前にも多分、特殊勤務手当が見直されているわけです。その時点で十分に整理されていないといいますか、今回、徴収手当とか税務手当とか、やはり以前、税務課に勤務するとそれだけ精神的な負担が大変だということも言われております。それで手当を支給するということになつたかもしれませんけれども、これは当然労使間の交渉の中で出てきたのですが、しかし近年、それはもうどのセクションにおいても職員は同じでしょう。そういう風潮もござりますし、隣町村がそういうものをどんどん改善していっていけるわけでございますので、南風原町としても、もちろん財政事情が厳しい側面もございますけれども、そういうことで一緒に今回の改正でもいいのではないかというような発想がございます。それから1年間にしてございますのは、先ほど部長からもございましたけれども、我々は本則で改正しようかということも考えたのですが、やはりこれは組合と当局とがこれまで積み上げてきた労使交渉の結果ですので、それを組合と十分な話し合いをして改正するわけにはいかないということで、労組からもことし1年ということでやつてくれないかという要望がございまして、いろいろと相談をして、それでは附則で対応できないかということで今回の提案になつてゐるわけでございまして、今後、ことしあっぱいなのか、また来年もやるのか、その辺についてはまた今後、労使交渉が待つてゐるというふうにご理解いただいていいと思います。以上でございます。

○議長 知念富信君 13番 大城 賀議員。

○13番 大城 賀君 確かにこの条例ができるのが昭和42年ですか。その間、20回以上改正されてきているようですからいろいろあったのだろうと思いますけれども、おっしゃるように労使の交渉でそこまでの合意事項だということから、こういう提案だということは、それはそれで理解しますけれども、改めてほかの項目についてではなくて、この2つについてというのは改めてお聞きしますけれども、他の自治体もそうしているからということですか。それともほかの理由がありますか。ほかのものはさわらずに、交渉の結果そうだというのは、それはそれで理解するとして、皆さん方の提案としては、議会からの提案ではなくて、労使の間の協議の中身としては、この2つでほかにはなかつたのかと。ほかの特殊勤務手当はどういう扱いになつてゐるかということについてお聞きします。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 他の特殊勤務手当については、今回はこの2つで組合から了解をもらつて提案していますが、他の勤務についても、先ほどから申しています行革の中で必要性、他の市町村と比較して、1年間かけて組合とも交渉しながら検討していくことを考えております。

[「休憩願います」の声あり]

3月4日（第1号）

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午後1時40分）

再開（午後1時41分）

○議長 知念富信君 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第9. 議案第5号 南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第9. 議案第5号 南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第5号 南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるため提案いたします。その内容等については担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第5号 南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について内容をご説明いたします。まず3ページの新旧対照表をごらんください。改め文を読み上げたいと思います。南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。第10条第3項第5号中「した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。附則 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

内容についてはお手元にお配りしました議案第5号の資料をごらんください。学校教育法の改正によりまして、大学制度の中に新たな高等教育機関である「専門職大学」が設けられたことを受け、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準においても、放課後児童健全育成事業所に置かなければならない放課後児童支援員の資格に「専門職大学の前期課程修了者」が加えられたことから、本町の条例においてもその追加をし、改正を行うものでございます。以上が議案第5号の内容となっております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 専門職大学というのが新たにできたことによるということですけれども、専門職ですから、私はどういった専門職大学が幾つぐらいあるのか把握していないのですが、前期課程修了者ということは、保育系とか教育系の専門職大学に限られるものなのかな。それともほかの技術系とかそういう専門職大学も、私はわからないのですがあるかもしれないで、どういった規定なのか。その辺をもう少し詳しく答弁いただければと思います。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。2019年4月1日から専門職大学制度がスタートします。幾つか大学等が手を挙げまして設置認可等が出ているようですが、どのような形の種類の設置認可が出ているかという部分に関しては我々のほうでも把握はしております。専門職ということですから、いろいろな職種の部分に出てくるかと思います。今回の部分は、放課後児童支援員の資格要件の中で大学卒、それから短大卒、高等学校卒業して2年経過、実務経験とか、そういういろいろな支援員となるための資格要件がございまして、その中に専門職大学の前期課程を修了した者というのが追加されるということでございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

3月4日（第1号）

○8番 照屋仁士君 そういうことであれば、南風原町の条例ですし、放課後児童支援員の資格ですから、その前提となる資格の変更であって、具体的にはどういう人を入れるかという基準については、これまで同様といいますか、前提資格が判断基準になるということで、私が言っているのは、例えば技術系の大学卒業者が無条件に資格があるとか、そういうふうになるのかというのが懸念だったものですから、その辺の実際の運用については、適切な運用。子供たちの放課後を見守るに当たって、有資格になっているわけですから、有資格というかそういう前提条件がついているわけですから、子供たちの見守りにきちんと寄与するような判断基準になるという理解でよろしいですか。言っていることがわかりにくくて済みません。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 いろいろな資格要件の中に今回の専門職大学の前期課程修了者ということもつけ加えられて、支援員になられる方が拡充されたという部分で、ただそのまますぐ支援員ということではなくて、それぞれ都道府県が行う放課後児童支援員が受け研修がございますので、それをしっかりと受け資質向上をしていただくとございます。

○議長 知念富信君 ほかに質疑ありませんか。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 その枠を広げるということはわかりますけれども、今そういう方がなかなか見つからないということで、ところがこの中身を見ると、例えば専門職大学の前期課程を修了と。前期と言うからには後期もあるのだろうと思うのですが、つまりそこを卒業しなくてもできるということですか。これまでの中身では卒業した者となっていたんですよね。いろいろな課程、教育学とか社会学とかいろいろあって、そこを卒業した者と。ところが今度は、その学科または当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者となるのですが、変な言い方ですけれども、これまである程度の資格といいますか、技術といいますか、教養といいますか、この辺は何と言うのか、それがあつたけれども、今度はそうじやなくてもできますよと。言い方は悪いけれども質を落としているのかというふうにも聞こえます。そうしますと、枠を広げたのはいいけれども、専門職大学の前期課程を修了した者は、例えば給与などに差があるのか。これまでの者よりも給料が低く雇えるとなっているのか。その辺をお聞きしたい。それともう一つは、私の記憶が間違っているたらあれだけれども、要するに学童には2人ずつ必要だったのが、1人はそのようにできること、私は今度の改正で思っているのですが、この学童の2人というはどういう基準になっているのですか。例えば、面積の問題なのか、1学童とか、そういう1施設に2名以上なのか、人数が何名ということなのか、その辺はどういう基準があるのですか。その辺までお聞きしたいと思います。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。専門職大学の前期課程の修了者という部分に関しては、専門職大学、専門職短期大学というのがございますので、専門職大学の前期課程修了者というのが、短期大学の卒業者と同等の教育水準を達成するという部分がありますので、そういう部分で専門職大学の前期課程を修了した者も支援員としての資格を取るための追加された部分ということになります。それからこの放課後児童支援員のなり手がやはり少ないという部分でもありますて、地方から国にいろいろ要請していきました、昨年の6月定例会でも、この部分に追加の部分の改正を行いました。そのときに5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者に対しても、支援員となる資格を付与できるようになった部分も拡充された部分でございます。その改正の中で、2人とあつた者のうち1人がこの資格を持っていて、もう一人は補助員という形でもいいというふうになりました。定員が40人となっておりますので、40人いて、そのうち資格を持った者が1人、もう一人は補助員という形でもいいという改正がこれまでなされてきております。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午後1時53分）

再開（午後1時53分）

○議長 知念富信君 再開します。民生部長。

○民生部長 知念 功君 そこはもう各施設の運営の方針になってくると思いますので、きちんと資格を持った方と、それから補助員という形の部分では各施設が判断して、それなりに待遇は考えていくものだと思います。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

3月4日（第1号）

○14番 宮城寛諱君 今度改正する専門職大学の前期課程を卒業した者というのは、あくまでも補助員ということですか。それとも資格者ということでやるのですか。つまり専門職大学の前期課程を修了した者が2人いてもいいということなのか。その辺はどういう扱いになるのですか。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 放課後児童支援員となれる修了した者ということになります。2人いても構わないわけですが、補助員として拡充されたわけですから、できれば資格を持った方が2人というほうが理想だと思います。

○議長 知念富信君 ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号 南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第10. 報告第1号 平成31年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

○議長 知念富信君 日程第10. 報告第1号 平成31年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第1号 平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について 地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成31年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を別紙のとおり報告いたします。お手元に平成31年度事業計画書をお配りしております。これはさきの沖縄県町村土地開発公社の理事会で承認された計画書であります。南風原支所におきましては、平成31年度は事業を予定していないことから記載はありません。以上、沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告といたします。

○議長 知念富信君 報告について疑義がありましたら質疑を許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第1号 平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告については、これをもって終了します。

以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

散会（午後1時56分）